

# 併設型ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護

## 契約書別紙 兼 重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### ◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	3
5. 施設の設備の状況 .....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	5
7. サービスの利用に関する留意事項 .....	6
8. 非常災害対策 .....	8
9. 相談・苦情及び虐待防止に関する相談窓口 .....	8
10. 緊急時・事故発生時の対応方法 .....	9
11. 事業継続計画の策定 .....	10
12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置 .....	10
13. 虐待防止 .....	10

社会福祉法人 光道園  
第三光が丘ハウス

当事業所は介護保険の指定を受けています。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 光道園
- (2) 法人所在地 福井県鯖江市和田町9字1の1
- (3) 電話番号 0778-62-1234
- (4) 代表者氏名 理事長 荒木 博文
- (5) 設立年月 昭和33年7月24日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定短期入所生活介護事業所  
平成18年4月1日指定 福井県 1872000011 号  
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所  
平成18年4月1日指定 福井県 1872000011 号
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨にしたがい、要介護または要支援と認定されたご利用者お一人お一人の意思および人格を尊重し、ご利用前の居宅における生活とご利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者の方が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、ご利用者の心身の機能の維持ならびにご利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ユニット型指定短期入所生活介護 第三光が丘ハウス  
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 第三光が丘ハウス
- (4) 事業所の所在地 福井県丹生郡越前町朝日22-7-1
- (5) 電話番号 0778-34-1220
- (6) 施設長 村岡 英明
- (7) 事業所の運営方針
  - ① 事業所の職員は、要介護または要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
  - ② 事業所の職員は、契約者の方の人権を擁護、尊重し、常に契約者の方の立場に立ったサービスの提供に努めます。
  - ③ 本事業の実施にあたっては、地域や家族等との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業所とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成18年4月1日
- (9) 利用定員 10名(空床利用あり)
- (10) 事業所が行っている他の業務  
[ユニット型指定介護老人福祉施設]  
平成18年4月1日指定 福井県 1872000011 号  
第三者評価の受審状況  
受審の有無 : 有 (令和 7年 10月 9日・14日)

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業実施地域  
越前町、鯖江市、越前市、福井市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
受付時間	月曜日～金曜日 9時～18時
サービス提供時間	24時間

#### 4. 職員の配置状況

	資格	常勤(名)	非常勤(名)	業務内容	合計(名)
施設長	社会福祉士	1		従業者、業務管理	1
医師			1	健康管理及び指導	1
歯科衛生士	歯科衛生士	1		口腔衛生指導・助言	1
生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事	2		相談助言、調整	2
管理栄養士		2		適切な食事の提供	2
機能訓練指導員	理学療法士	0		機能維持訓練	2
	作業療法士	1			
	言語聴覚士	1			
介護支援専門員		4		サービス計画の作成	4
調理員		委託		適切な調理	委託
事務職員		1		出納事務	1
介護・看護職員	看護師	3	1	健康保持、予防	4
	准看護師	2	1	健康保持、予防	3
	介護福祉士	26	8	援助または介護	34
	その他	8	1	援助または介護	9

#### 5. 施設の設備の状況

定員	10名	
ユニット数	1ユニット	2階に1ユニット
ユニット定員	10名	なじみの関係を重視した定員です
ユニット型個室	10室	個室には、トイレ、洗面スペースがあります
リビング	8か所	各ユニットにあり、食事、娯楽等に使用します
交流スペース	4か所	他のユニットの方との交流の場等として使用します
多目的スペース	2か所	機能訓練等、多目的に使用します
個浴・機械浴室	4か所	2階に2か所、3階に3か所あります

#### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等の短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護サービスを実施します。

利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

##### <1>サービス内容

##### ①サービス計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。契約者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。

## ②食事

ご利用者の身体状況や嗜好に応じた食事を、形態・量・献立等を選択していただき、安全に快適に摂取していただけるような介助・支援を行います。

食事の時間は概ね以下の通りです。

以下の時間帯の中で自由に食事をしていただけます。また、ご希望により他の時間帯での食事も可能です。食事場所はリビングまたは居室など利用者の意思を尊重した場所で食事が摂れるよう支援します。

- ・朝食 午前7時30分 ～ 午前9時30分
- ・昼食 午後0時 ～ 午後2時
- ・夕食 午後5時30分 ～ 午後7時30分

## ③入浴

週2回の入浴または清拭を実施し、ご利用者の要介護または要支援状態等に応じた普通浴と機械浴のどちらかを選択実施します。

## ④排泄

ご利用者の要介護または要支援状態等に応じ、おむつ使用の場合の交換、トイレやポータブルトイレでの排泄介助等を行います。

## ⑤介護・支援

ベッドから車椅子への移乗や居室からリビングへの移動介助等、上記以外の施設での日常生活に必要な介助・支援を行います。

## ⑥機能訓練

個々の心身の状況を把握しながら、できるだけ自立した生活を営んでいただけるよう、身体機能の維持や回復のための訓練を行います。

## ⑦生活相談

ご利用者間の人間関係の問題や居室に対する苦情、ご家族との調整等様々な相談に応じます。

## ⑧健康管理

主治医との連携のもと、必要な検診や検査を適宜実施し24時間体制で健康で安全な生活を営んでいただけるよう援助・支援します。

## ⑨特別食の提供

身体の状況により特別な食事が必要な場合は、医師の食事箋に基づき高栄養食等を提供します。

また、ご利用者の希望により施設内で調理する以外の食事を外部から取り寄せる等の対応をします。ただし、実費負担となります。

## ⑩理容サービス

ご利用者の希望に応じて、毎月1回理容サービスを実施します。ただし、実費負担となります。理容代の支払いの代行もします。

## ⑫レクリエーション

四季折々の花見、あるいは毎月の誕生会やショッピング等の行事・活動をグループや個々で実施します。

## ⑬その他

その他、ご利用者の心身の状況を見極めながら、ご利用者やご家族等の希望を尊重した援助・支援を行います。

<2>基本料金

報酬名	内容	1割負担 単位(円)	2割負担 単位(円)	3割負担 単位(円)
<b>(1) 施設利用料</b>	一日あたりの自己負担分			
①短期入所生活介護				
要介護1		704円/日	1,408円/日	2,112円/日
要介護2		772円/日	1,544円/日	2,316円/日
要介護3		847円/日	1,694円/日	2,541円/日
要介護4		918円/日	1,836円/日	2,754円/日
要介護5		987円/日	1,974円/日	2,961円/日
②介護予防短期入所生活介護	一日あたりの自己負担分			
要支援1		529円/日	1,058円/日	1,587円/日
要支援2		656円/日	1,312円/日	1,968円/日
<b>(2) 体制加算</b>				
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師の配置を行い、重度化等に伴う医療ニーズに対応します。	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算(Ⅱ)	事業所の看護師が、病院または診療所等の看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保します。	8円/日	16円/日	24円/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	深夜の時間帯に限らず、朝食、夕食及びその前後の時間帯を通じて配置基準数以上の喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置します。介護予防短期入所生活介護利用者は算定しません。	20円/日	40円/日	60円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を一定以上配置し質の高いケアを実施します。	22円/日	44円/日	66円/日
<b>(3) 個別加算</b>				
療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食(糖尿病食等)を提供した方のみです。	8円/回	16円/回	24円/回
送迎加算	在宅と施設間の送迎依頼をされた方のみです。	184円/回	368円/回	552円/回
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症介護について、専門研修を修了した者を一定以上配置して専門的な認知症ケアを行います。認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する方のみです。	4円/日	8円/日	12円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅生活が困難であると医師が判断した者で、緊急に受入れを行う。入所日から7日を上限とします。	200円/日	400円/日	600円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行います。	120円/日	240円/日	360円/日
緊急短期入所受入加算	緊急な理由で在宅生活が困難な方で、当日の利用予定がなく、介護支援専門員もその緊急性を認めている場合、原則として7日を限度として算定します。ただし、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、14日を上限とします。	90円/日	180円/日	270円/日
看取り連携体制加算	看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)を算定している利用者について、医師の診断の上看取り期における対応方針を定め、ご家族の同意を得て看取り介護を実施します。死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として算定します。	64円/日	128円/日	192円/日
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善を実施します。	所定単位数に14%を乗じた額(※)		
		※所定単位数とは居住費と食費を除く自己負担額です。		
<b>(4) 居住費(滞在費)</b>	居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とします。	2,070円/日 ( 円/日)		
<b>(5) 食費(食材料費・調理費用)</b>	食費負担限度額認定者は、その負担限度額とします。	1,500円/日 ( 円/日)	(日:内訳) 朝食:330円 昼食:642円 夕食:528円	

(6)その他の料金		
レクリエーション費他		実費

〈3〉利用開始予定日以前の中止

ご利用前にご契約者のご都合でサービスを中止する場合は、ご利用予定前日までにお知らせ下さい。

〈4〉利用中の中止

ご利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・契約者が中途退所を希望した場合
- ・ご利用日当日、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

〈5〉支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、22日までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、現金銀行振込、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

ア. 窓口での現金支払い
イ. 下記指定口座への振り込み 北陸銀行 神明支店 普通預金 4523200 口座名義 (福) 介護老人福祉施設等事業会計 代表 荒木 博文
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関: 銀行、信用金庫、農協、漁協、郵便局

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの利用申し込み

事前に介護支援専門員と利用についてご相談下さい。新規ご利用の方は期間決定後、契約を締結いたします。2回目以降のご利用も介護支援専門員と相談しながら予約して下さい。

(2) サービス利用契約の終了

①ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

- ・実際に短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となる場合があります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・短期入所生活介護においては、介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が要支援認定または自立と認定された場合

- ・介護予防短期入所生活介護においては、介護予防給付でサービスを受けているご利用者の要支援認定区分が要介護認定または自立と認定された場合

③その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、かつ料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払わない場合
- ・ご利用者及びご家族等が当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合。この場合は30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。この場合、契約終了後の予約は無効となります。

(3) サービス提供にあたって

事 項	有無	備 考
男性介護職員による異性への入浴・排泄等の介助	無	
職員への研修の実施	有	年間を通して内部・外部研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束等適正化に関する指針	有	入所時に説明致します
その他		

(4) サービス利用にあたっての留意事項

①面会

- ・曜日は問いませんが、他のご利用者の迷惑にならない時間、午前9時から午後8時までにお越し下さい。ただし、感染症対応によってはこの限りではありません。お越しの際は、必ず面会簿にご記入下さい。また、食べ物をご持参の場合は、その旨職員にお知らせ下さい。

②外出、外泊

- ・いずれも原則自由ですが、事前にお知らせ下さい。また、行き先や帰園時間をお知らせ下さい。

③飲酒、喫煙

- ・いずれも原則自由ですが、他のご利用者のご迷惑にならないようご注意ください。また、飲酒、喫煙とも所定の場所や時間をお願いします。

④設備、器具の使用

- ・職員にお申し出下さい。

⑤金銭、貴重品の管理

- ・原則として施設側でお預かりします。必要時にはお申し出いただければ随時お渡しいたします。

⑥所持品の持ち込み

- ・寝具や洗面・日用品等の持ち込みは不要です。衣類、履物等のご用意下さい。その他、電気製品や嗜好品等をご相談下さい。

⑦施設外での受診

- ・主治医による受診を原則とします。その他特別に必要な場合はご相談下さい。

⑧宗教活動

- ・施設内での宗教等の布教活動は禁止します。

⑨ペット

- ・施設内へのペットの持ち込みはできません。

⑩設備・器具の破損

- ・故意にしたものではなくても、明らかに特定の方が施設の設備や器具を破損した場合は弁償していただくことがあります。

(5)適切な事業運営のために

事業計画や財務内容の資料をご要望に応じていつでも閲覧することができます。

(6)協力病院及び歯科医療機関

・協力病院

福井県鯖江市旭町4-4-9  
医療法人 寿人会 木村病院

・歯科医療機関

福井県丹生郡越前町織田42-75  
丹原歯科医院

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 ..... 消防計画及び自衛消防組織により対応、地元朝日区との協力有り
- ・防災設備 ..... 全館スプリンクラー設備、非常通報装置、火災報知設備設置
- ・防災訓練 ..... 年2回、地元朝日区と協力し実施
- ・防火責任者 ..... 常務理事 堀浩二

9. サービス内容に関する相談・苦情及び虐待防止に関する相談窓口

(1)当事業所における相談・苦情及び虐待防止に関する相談の受付

ご利用者からの相談、苦情については、第三光が丘ハウスに案内を掲示し、常に対応ができるようにします。また、時間外、休日等も担当者との連絡を可能にします。

○苦情受付窓口(担当者)

[主任] 青山里恵子 電話 0778-34-1220

○苦情解決責任者

[常務理事] 堀浩二 電話 0778-62-1234

○虐待防止責任者

[施設長] 村岡英明 電話 0778-34-1220

(2)第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。ご利用者及びそのご家族等は、当事業所への苦情やご意見、虐待防止に関する相談は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

矢納正人	住所 〒918-8162 福井市角原町 32-42 電話 0776-38-1773
白井尊志	住所 〒916-0061 鯖江市平井町18-10-32 電話 0778-62-2858
永松真	住所 〒916-3604 福井市グリーンハイツ2-127 電話 0776-98-2611

- (3) 円滑かつ迅速に苦情及び虐待防止に関する相談の処理を行うための処理体制・手順  
光が丘ハウスの受付は、24時間対応が可能ですので、担当者が時間外等不在の場合  
でも携帯電話等で迅速に対応していきます。  
手順処理体制としては、担当者が在席の場合は面談で対応、電話の場合は担当者に直  
接連絡を入れます。  
不在(外出、夜間)の場合は、受け付けは要件をお聞きし担当者に内容を連絡、折り  
返し苦情先へ連絡を入れます。  
受付内容によっては、直接訪問調査等を行い関係機関(市町村、居宅介護支援事業所)  
と連絡を取り合います。受付内容は必ず書面にて保存し、必要に応じて苦情解決責任  
者又は虐待防止責任者及び第三者委員へ報告し、解決に向けて必要な措置を講じます。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。  
当事業所に対し市町村、国民健康保険団体連合会から問い合わせ、指導等があった  
場合は迅速、誠実に対応していきます。

越前町介護福祉課	電話 0778-34-8715
福井市介護保険課	電話 0776-20-5715
鯖江市長寿福祉課	電話 0778-53-2218
越前市長寿福祉課	電話 0778-22-3784
福井県国民健康保険団体連合会	電話 0776-57-1611
福井県運営適正化委員会	電話 0776-24-2347

10. 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに  
ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

- (2) ご利用者の主治医又は医療機関への連絡を行ない、医師の指示に従います。

医療機関連絡先	
病院名	
主治医氏名	
住所	
電話番号	

- (3) 急を要する場合は事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

- (5) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不可  
抗力による場合を除き、速やかにご利用者に対して損害を賠償します。

- (6) 必要に応じて市町村へ連絡します。

## 11. 事業継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護入所施設事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、当該施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修(2回/年)及び訓練(2回/年)を定期的の実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1) 事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員間で周知します。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。  
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
  - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

## 13. 虐待防止

- (1) 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、職員間での周知を図ります。
  - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
  - ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
  - ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき契約書別紙兼重要事項の説明を行いました。

事業者所在地	福井県丹生郡越前町朝日22字7の1
名称	第三光が丘ハウス
施設長	村岡英明 印
説明者	所属 第三光が丘ハウス
	氏名 松ヶ谷佳弘 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護サービスの契約書別紙兼重要事項の説明を受けました。

(利用者)  
<住所>  
<氏名> 印

(身元引受人または代理人)  
<住所>  
<氏名> 印  
<利用者との続柄>

(連帯保証人)  
<住所>  
<氏名> 印  
<利用者との続柄>